



# 熊本県公報

第12017号

平成23年6月10日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	2
○漁船保険義務加入同意の承認(松島加入区)	(団体支援課)	2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障がい者支援課)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " )	3
○指定居宅サービス事業者の指定	( " )	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " )	4
○道路の区域変更	(道路保全課)	4
○道路の区域変更	( " )	4
○ICタグの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(管理調達課)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	( " )	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更	( " )	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止	( " )	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の休止	( " )	8
○保安林の指定	(森林保全課)	9
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	9
○道路の供用開始	(道路保全課)	9
○道路の供用開始	( " )	9
<b>公 告</b>		
○土地改良区の設定款変更認可	(農村計画課)	10
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	10
○都市計画法による開発行為工事完了公告	( " )	10
○都市計画法による開発行為工事完了公告	( " )	10
○都市計画法による開発行為工事完了公告	( " )	10
○熊本県庁等清掃業務委託の落札業者決定	(管財課)	11
○ICタグの調達に係る一般競争入札の実施	(管理調達課)	11
○公共測定の実施	(監理課)	14
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	15
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示	( " )	15
○県有財産の売却	(管財課)	15
<b>登 載 依 頼</b>		
○熊本県環境影響評価審査会の開催	(熊本県環境影響評価審査会)	16
○平成23年度くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会の開催	(教育政策課)	16
○犯罪被害者等早期援助団体の代表者の氏名の変更	(警察本部広報県民課)	17
○球磨川水系球磨川の球磨川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定	(熊本県内水面漁場管理委員会)	17

- 球磨川水系前川の新前川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定…………… ( " ) 17
- コイヘルペスウィルス病まん延防止のためのコイの放流制限…………… ( " ) 17

**告 示**

**熊本県告示第607号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。  
平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 温泉プラザ 山鹿市山鹿1番地	特定非営利活動法人やま が元気倶楽部	平成23年6月1日

**熊本県告示第608号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
第二熊本菊陽学園 菊池郡菊陽町大字曲手字上部田 697番地2	社会福祉法人 菊陽会 菊池郡菊陽町大字曲手 字部田811番地 田中 健二郎	平成23 年6月1 日	4312210182	生活介護 就労移行支援 就労継続支援 B型

**熊本県告示第609号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認められるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。  
なお、平成19年6月13日熊本県告示第532号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成23年6月12日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。  
平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

松島加入区

**熊本県告示第610号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字中原字横道3670番、3671番1、3671番3、3671番38から3671番40まで、3671番44、3673番、3689番1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字横道3671番40、3673番
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 熊本県告示第611号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
医療法人明薫会下通り心身医療クリニック 熊本市新市街10-6ベスト電器熊本本店ビル7F	平成23年6月1日	0128931
さくら調剤薬局浜線店 熊本市良町一丁目22-17	平成23年6月1日	0146770
太陽堂薬局新市街店 熊本市新市街8番1号	平成23年6月1日	0147745
ゆうかり調剤薬局 熊本市新町二丁目4番74	平成23年6月1日	0147737

#### 熊本県告示第612号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ひめゆり短期入所生活介護 阿蘇郡高森町大字高森993番地8	社会福祉法人岳寿会	平成23年6月1日

#### 熊本県告示第613号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ひめゆり短期入所生活介護 阿蘇郡高森町大字高森993番地8	社会福祉法人岳寿会	平成23年6月1日

#### 熊本県告示第614号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ひめゆりデイサービスセンター 阿蘇郡高森町大字高森993番地8	社会福祉法人岳寿会	平成23年6月1日

**熊本県告示第615号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ひめゆりデイサービスセンター 阿蘇郡高森町大字高森993番地 8	社会福祉法人岳寿会	平成23年6月1日

**熊本県告示第616号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年6月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮野河内 新合線	天草市河浦町宮野河内字大道 960番1地先から 同所 960番1地先まで	前	14.7 ～ 15.9	13.0	災害復 旧
			後	15.5 ～ 19.7		

2 区域を変更する期日 平成23年6月10日

**熊本県告示第617号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年6月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草 線	天草市河浦町今田字毛無尾 215番2地先から 同所 215番2地先まで	前	11.3 ～ 12.3	9.0	災害復 旧
			後	14.4 ～ 16.0		

2 区域を変更する期日 平成23年6月10日

**熊本県告示第618号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 調達物品及び数量  
ICタグ 1,000,000枚
- 2 入札参加資格

- 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）第 5 条第 2 項の規定により入札参加資格を有する者である者となるお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱第 5 条第 1 項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のため申請である旨を限明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に熊本県ホームページの「申請書ダウンロード」のページで確認することができる。）により提出すること。なお、申請様式及び申請に関する問合せ先
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111（内線 6343）  
096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成 23 年 6 月 30 日（木）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格の審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格の審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 25 年 1 月 4 日から平成 25 年 1 月 31 日まで（閉庁日を除く。）行う。

熊本県告示第 619 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 1 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 23 年 6 月 10 日

熊本県知事 蒲島郁夫

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
瀬戸薬局山浦店 荒尾市増永字山浦 2557 番地 1	平成 23 年 4 月 20 日

(通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団栄康会ひかりヶ丘医院デイケアセンター 合志市畿久富 1909 番地 1379	平成 23 年 4 月 1 日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
瀬戸薬局山浦店 荒尾市増永字山浦 2557 番地 1	平成 23 年 4 月 20 日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団佐々木内科 天草市牛深町 2061 番地 21	平成 23 年 3 月 1 日

## (介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団栄康会ひかりヶ丘医院ダイケアセンター 合志市畿久富1909番地1379	平成23年4月1日

## (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム和光苑 水俣市袋字鳥越2501番地252	平成23年4月1日
特別養護老人ホームひのおか順心館 阿蘇市赤水字無田ノ上1894番地1	平成23年4月15日

## 熊本県告示第620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション水と緑 宇城市松橋町久具99番地	株式会社真和福社会 宇城市松橋町久具99番地	平成23年4月1日

## (訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション相良 球磨郡相良村川辺1764番地	医療法人仙寿会 球磨郡相良村川辺1764番地	平成23年4月1日

## (通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人デイサービスセンター葉山苑天領の杜 天草市本町下河内2233番地	社会福祉法人啓世会 玉名郡玉東町木葉348番地	平成23年4月7日
デイサービスセンターあそ和楽 阿蘇郡高森町高森2132番地1	ティーティーシー有限公司 阿蘇郡高森町高森2132番地1	平成23年3月8日
デイサービスセンターたかもり荘 阿蘇郡高森町高森1972番地13	特定非営利活動法人アシスト高森 阿蘇郡高森町高森1972番地13	平成23年3月8日

## (短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人短期入所事業和光苑 水俣市袋字鳥越2501番地252	社会福祉法人広徳会 水俣市袋字鳥越2501番地252	平成23年4月1日

## (認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームひのおか由紀の里 阿蘇市赤水字無田ノ上1894番地1	社会福祉法人順和会 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4463番地	平成23年4月15日

グループホーム菊陽スマイル 菊池郡菊陽町原水1019番地 1	医療法人社団栄康会 上益城郡嘉島町北甘木2085 番地	平成23年4月1 日
くまもと長寿苑そよ風 阿蘇郡西原村大字布田1087 番地	株式会社メデカジャパン 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 一丁目9番6号 大宮センター ビル13階	平成23年2月1 0日
(介護予防訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション水と緑 宇城市松橋町久具99番地	株式会社真和福社会 宇城市松橋町久具99番地	平成23年4月1 日
(介護予防訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション相良 球磨郡相良村川辺1764番地	医療法人仙寿会 球磨郡相良村川辺1764番地	平成23年4月1 日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人デイサービスセンター葉山 苑天領の杜 天草市本町下河内2233番地	社会福祉法人啓世会 玉名郡玉東町木葉348番地	平成23年4月7 日
デイサービスセンターあそ和楽 阿蘇郡高森町高森2132番地 1	ティーティーシー有限公司 阿蘇郡高森町高森2132番地 1	平成23年3月8 日
デイサービスセンターたかもり 荘 阿蘇郡高森町高森1972番地 13	特定非営利活動法人アシスト高 森 阿蘇郡高森町高森1972番地 13	平成23年3月8 日
デイサービスセンターひまわり 宇城市不知火町長崎561番地 1	有限会社ひまわり 宇城市松橋町松山3571番地	平成23年3月1 日
(介護予防短期入所生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人短期入所事業和光苑 水俣市袋字鳥越2501番地2 52	社会福祉法人広徳会 水俣市袋字鳥越2501番地2 52	平成23年4月1 日
(介護予防認知症対応型共同生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームひのおか由紀の 里 阿蘇市赤水字無田ノ上1894 番地1	社会福祉法人順和会 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽446 3番地	平成23年4月1 5日
グループホーム菊陽スマイル 菊池郡菊陽町原水1019番地 1	医療法人社団栄康会 上益城郡嘉島町北甘木2085 番地	平成23年4月1 日
くまもと長寿苑そよ風 阿蘇郡西原村大字布田1087 番地	株式会社メデカジャパン 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 一丁目9番6号 大宮センター ビル13階	平成23年2月1 0日

**熊本県告示第621号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
デイサービスセンター ひまわり	宇城市不知火町長崎 561番地1	介護機関所在地		平成23年 3月1日
		宇城市松橋 町松山35 67番地	宇城市不知 火町長崎5 61番地1	

**熊本県告示第622号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション・さがら 球磨郡相良村大字川辺1778 番地	社会福祉法人ペートル会 球磨郡相良村大字川辺1771 番地	平成23年3月3 1日

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション・さがら 球磨郡相良村大字川辺1778 番地	社会福祉法人ペートル会 球磨郡相良村大字川辺1771 番地	平成23年3月3 1日

**熊本県告示第623号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から休止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（居宅介護支援事業者）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	休止年月日
ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵2959番地	特定非営利活動法人福祉の町づ くりをすすめる会 阿蘇郡小国町黒淵2959番地	平成23年1月3 1日



**熊本県告示第624号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町崎津字村上384番（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第625号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
まどかの家 水俣市月浦269番13	社会福祉法人照徳の里 水俣市月浦269番13 萩嶺 淨円	平成23年6月1日	4320700174	共同生活援助

**熊本県告示第626号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年6月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	天草郡苓北町都呂々字竹ノ迫 283番1地先から 同所 283番1地先まで	23.0	災害復旧

- 2 供用を開始する期日 平成23年6月10日

**熊本県告示第627号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年6月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	有明倉岳線	上天草市松島町教良木字石坂 1821番1地先から 同所 1843番1地先まで	55.0	活力基 盤防災 (災害 防除)

2 供用を開始する期日 平成23年6月10日

## 公 告

### 熊本県公告第303号

熊本市に事務所を置く梅洞土地改良区理事長田中博文から平成23年4月1日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年5月31日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県公告第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
(1工区)  
上益城郡益城町大字安永字古川477番1の一部及び同485番1  
1, 216.28平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字安永599番地  
木村 春幸

### 熊本県公告第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字砥川字前畑1893番1、同1894番1、同1895番1、同1896番、同1899番1及び水路の一部  
2, 344.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東京都千代田区二番町8番8  
株式会社 セブンイレブン・ジャパン

### 熊本県公告第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字寺中字馬出1番1、同3番1、同4番、同5番1、同5番2、同5番3の一部、同5番5の一部及び同7番1  
3, 390.84平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字安永字火迫756番地  
社会福祉法人 慈光会

### 熊本県公告第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字地蔵本1330番30、同1330番69及び里道  
2, 589.10平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市小山五丁目1番45号  
株式会社 グローバルコーポレーション

**熊本県公告第308号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称  
委託番号 管委第1号  
委託名 平成23年度熊本県庁舎等清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部総務税務局管財課総務・管理班  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2090
- 3 落札者を決定した日  
平成23年3月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 総美  
熊本市渡鹿二丁目11番17号
- 5 落札金額  
29,295,000円(うち消費税及び地方消費税の額1,395,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成23年1月25日

**熊本県公告第309号**

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量  
ICタグ 1,000,000枚
  - (2) 調達物品の仕様等  
発注仕様書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成23年10月21日(金)(詳細はICタグ仕様書のとおり)
  - (4) 納入場所  
熊本県熊本市出水2丁目5-1  
熊本県立図書館
  - (5) 入札金額  
入札金額は、本調達物品購入に係る総額とする(搬入費等納入に要する一切の費用を含む)。なお、落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
  - (6) 最低制限価格の設定  
本競争入札には、最低制限価格を設定していない。
  - (7) その他  
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、電子入札システムに利用者登録が完了していない者は、紙入札方式による入札(書面による入札をいう。)により参加できる。  
なお、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に記載する場所に提出し、県(契約担当者)の承認を受けた場合は、紙入札方式に

- よる入札により参加できるものとする。
- イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に 3 に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 2 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立図書館へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（ICタグ入札関係様式（以下「入札関係様式」という。）に定める「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県立図書館の審査を受ける期間は、公告の日から平成 23 年 7 月 7 日（木）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、審査申請の受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、証明が 3 の「競争入札参加資格確認申請書」の提出期限に間に合わないことがある。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- 本競争入札に参加を希望する者は、2 の（2）～（5）に記載する要件を満たしているかを確認するため、次に「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果、要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出書類及び提出方法
- ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請を行うこと。この際、PDF ファイル等に電子ファイル化した（ア）を添付すること。ただし、（ア）を電子ファイル化できない場合は、（イ）を添付し、（ア）をファックス等により 4 の（1）に記載する場所に提出すること。  
（ア） 2 の（2）に記載する仕様適合証明願（書）  
（イ） 提出書類目録
- イ 紙入札方式による入札参加の場合  
（ア）及び（イ）を 4 の（1）に記載する場所に持参又は郵送により提出すること。  
（ア） 入札関係様式に定める競争入札参加資格確認申請書  
（イ） 2 の（2）に記載する仕様適合証明願（書）
- (2) 提出期間  
公告の日から平成 23 年 7 月 14 日（木）午後 5 時（閉庁日を除く。）までに提出すること。
- (3) 確認結果の通知  
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- (2) 仕様書及び入札関係様式の閲覧（交付）方法
- ア 電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告情報）にて閲覧又は 4 の（1）に記載する場所で交付する。
- イ 閲覧（交付）の期間  
公告の日から平成 23 年 7 月 22 日（金）まで閲覧に供する。交付については当該期間（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (3) 入札の日時及び場所
- ア 電子入札システムによる入札  
3 の（3）に記載する競争入札参加資格確認結果通知書を受けた日時から、平成 23 年 7 月 21 日（木）午後 5 時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札  
（ア） 日時 平成 23 年 7 月 22 日（金）午前 10 時  
（イ） 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県出納局管理調達課 入札室（県庁行政棟本館 2 階）
- (4) 開札の日時及び場所  
4 の（3）のイに同じ。

## 5 入札方法等

## (1) 入札方法

## ア 電子入札システムによる入札の場合

4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札を行うこと。

## イ 紙入札方式による入札の場合

入札関係様式に定める(本人用)又は(代理人用)の「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。

ただし、代理人をして入札するとき、入札関係様式に定める「委任状」を入札書と同時に提出すること。

なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成23年7月21日(木)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

(ア) 封筒は、二重封筒、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒に「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きすること。

(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。

## (2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。

ただし、紙入札方式による入札により入札に参加した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

## (3) 入札の回数

入札回数は、2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。

再入札の時刻については、原則として開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムによる入札により入札に参加する者は、県から電子入札システムで送信される「再入札通知書」を必ず確認すること。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

## (4) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

## (5) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札

エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札

オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札

ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札

ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札

コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ 明らかに連合によると認められる入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

## (8) その他

仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。

## 6 契約の締結

## (1) 契約書作成の要否

要

## (2) 契約の締結期限

落札者決定の日から14日以内とする。

## (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から7日以内とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債権、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手、銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証書でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき（ただし、保険期間の終日は、納入期限以降とする。）。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。  
なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、以下により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。  
(ア) 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書  
(イ) 添付書類 アの場合にあっては履行保証保険証券  
イの場合にあっては入札関係様式に定める履行証明願(書)  
(ウ) 提出期限 落札決定の日から 7 日以内  
(エ) 提出場所 4 の(1)に記載する場所

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本競争入札は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
IC tag 1,000,000 Pieces
- (2) Delivery period:  
October 21th, 2011
- (3) delivery Place:  
Kumamoto Prefectural library  
2-5-1 izumi, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-8612, Japan
- (4) Date and Place for tender:  
Date: July 22th, 2011, 10:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Time -limit for tender by mail (Registered only) :  
tender must arrive no later than July 21th, 2011
- (6) Contact point for the notice:  
Management and Purchasing Division Treasury Bureau Kumamoto Pref. Gov.  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2580
- (7) Others:  
Language: Japanese  
Currency: Japanese yen

熊本県公告第 3 1 0 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、益城台地中土地区画整理組合設立認可申請者代表から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公告する。

平成 23 年 6 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（3 級、4 級基準点 測量・地区界測量・街区確定 測量）	平成 23 年 5 月 30 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	上益城郡益城町大字古閑字 横道、字豊之内、字宅地の 各一部、大字広崎字立古閑、 字六本木の各一部及び大字 福富字横道の一部

熊本県公告第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を宇城市役所に掲示する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- I 所在の不明な者の氏名  
福海 三造、野中 義雄、連川 鶴松、守口 幸吉、千原 末吉、山下 宇一、正垣 九十八、中田 幸市、片岡 勿三郎、井澤 栄太郎、松尾 末廣、森本 兼太郎、鈴木 来渡、山崎 清十、島谷 次郎、村上 作松、槍澤 圓次、小林 藤子、濱田 達也
- II 通知の趣旨
  - I) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
  - II) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年4月28日付け熊本県告示第488号による。

熊本県公告第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を宇城市役所に掲示する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- I 所在の不明な者の氏名  
村中 年雄
- II 通知の趣旨
  - I) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
  - II) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年4月28日付け熊本県告示第489号による。

熊本県公告第313号

県有財産を次のとおり売却する。

平成23年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
所在地 阿蘇市一の宮町宮地字池尻2209番・2210番合併及び又2209番  
土地 地目 宅 地  
地積（合計） 775.33平方メートル（公簿）  
779.27平方メートル（暫定国土調査）  
最低売却価格 7,950,000円
- 2 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 4 入札期日及び場所  
平成23年7月27日（水）午前11時  
阿蘇市一の宮町宮地2042 熊本県阿蘇総合庁舎中会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。  
(1) 提出方法 持参又は郵送による。  
(2) 提出期限 平成23年7月20日（水）午後5時（郵送の場合は提出期限までに必着のこと。）  
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 7 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が

契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

- 8 契約締結期限  
平成23年8月10日（水）午後5時
- 9 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
  - (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
  - (2) 契約締結場所 別途指定する。
  - (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
  - (4) 問合せ先  
熊本県総務部総務税務局管財課（電話096-333-2122）

#### 登載依頼

#### 熊本県環境影響評価審査会公告第1号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。  
平成23年6月10日

熊本県環境影響評価審査会会長 矢野 隆

- 1 開催日時  
平成23年6月17日（金）午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 審議内容  
「（仮称）嘉島東部台地土地区画整理事業」環境影響評価方法書について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
  - (2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
  - (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先  
熊本市水前寺6丁目18番1号  
熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）  
電話096-333-2268

#### 熊本県教育委員会公告第8号

平成23年度くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会の開催について  
平成23年度くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会を次のとおり開催します  
平成23年6月10日

熊本県教育長 山本 隆 生

- 1 開催日時  
平成23年6月24日（金）  
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館2階「多目的AV会議室」
- 3 議事
  - (1) くまもと「夢への架け橋」教育プランの進捗状況について
  - (2) 熊本県教育委員会の点検及び評価（平成22年度対象）について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴を希望される方は、当該会議の開催予定時刻までに、会議の会場において受付を行い、事務局の指示に従って会議の会場に入ってください。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会事務局（熊本県教育庁教育政策課）



(電話 096-333-2673)

**熊本県公安委員会告示第15号**

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により代表者の氏名の変更届出があったので、同条第3項に基づき、次のとおり告示する。

平成23年6月10日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

法人の名称	変更に係る事項	変更前の内容	変更後の内容	変更しようとする年月日
公益社団法人くまもと被害者支援センター	代表者の氏名	中尾 保徳	本田 一	平成23年6月10日

**熊本県内水面漁場管理委員会指示第194号**

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、球磨川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成23年6月10日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮崎 暢 俊

## 1 採捕禁止区域

右岸八代市麦島東町、左岸八代市高下東町球磨川堰上流端から上流へ30メートル、同堰上流端から下流へ80メートルまでの区域。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第31条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。

## 2 指示の有効期間

平成23年6月9日から平成25年6月8日まで

**熊本県内水面漁場管理委員会指示第195号**

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、球磨川水系前川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成23年6月10日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮崎 暢 俊

## 1 採捕禁止区域

右岸八代市末広町、左岸八代市麦島東町新前川堰上流端から上流へ30メートル、同堰上流端から下流へ80メートルまでの区域。

## 2 指示の有効期間

平成23年6月9日から平成25年6月8日まで

**熊本県内水面漁場管理委員会指示第196号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成23年6月10日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮崎 暢 俊

## 1 指示の内容

県内の公共の用に供する内水面及びこれと接続一体を成す内水面において、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。

## 2 指示の期間

平成23年6月17日から平成24年6月16日まで